

安心生活創造事業と 権利擁護の関係について

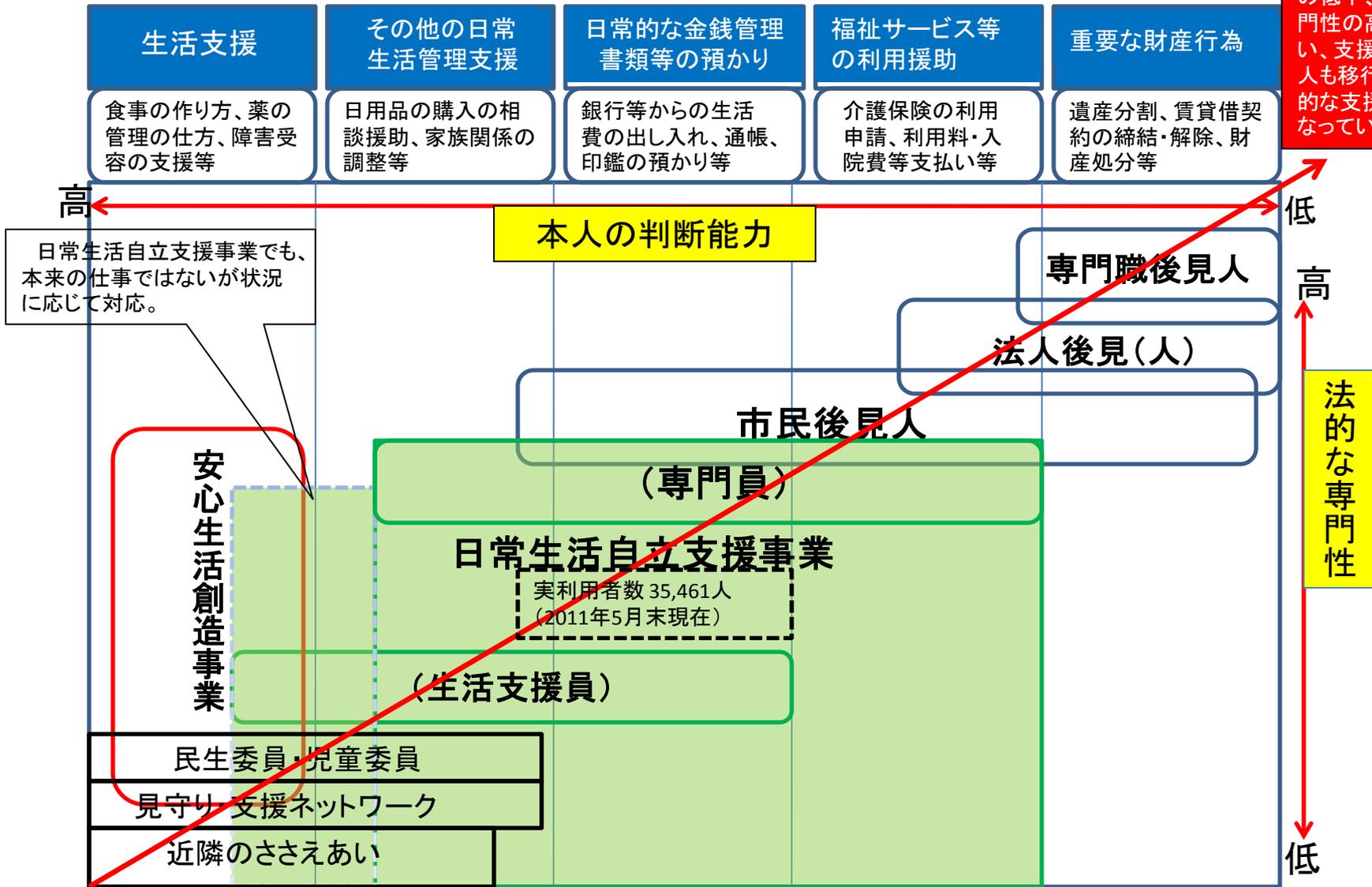
安心生活創造事業と関連した日常生活自立支援事業をめぐる動向

社会・援護局地域福祉課

- 平成23年度日常生活自立支援事業の基幹的社協数が845か所となり、全国の市(786か所)と東京23区を合わせた数を上回り、予算上は市区レベルで権利擁護に関する相談ができる体制となる。
- 地域福祉権利擁護に関する検討委員会・地域における成年後見支援等あり方検討小委員会「社会福祉協議会における地域福祉を基盤とする成年後見制度への取り組みの基本的考え方と実務～地域社会が支える成年後見推進事業」報告書、全国社会福祉協議会、平成23年3月発行
- 法人後見を実施する社協の増加(全社協地域福祉部調べ)
34市区町村社協(平成21年5月15日現在)⇒119市区町村社協(平成22年11月11日現在)
※内、受任なし職員配置のみが5社協
- 老人福祉法第32条改正(後見等に係る体制の整備等)。市町村に努力義務。
- 厚生労働省老健局「市民後見推進事業」(平成23年度)の実施
- 障害者自立支援法改正により「成年後見制度利用支援事業」が市町村の地域生活支援事業において必須事業化(平成24年4月を目途に施行)
- 2010年成年後見法世界会議の開催(2010年10月1～4日、横浜市)
- 東日本大震災にともない、事務連絡「被災された高齢者及び障害者における成年後見制度の利用等について」発出(老健局認知症・虐待防止対策室、障害保健福祉部地域移行・障害児支援室と連名)

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の援助内容・範囲(現状)

本人の判断能力の低下、法的な専門性の高度化に伴い、支援者や後見人も移行し、継続的な支援が困難となっている。



日常生活自立支援事業でも、本来の仕事ではないが状況に応じて対応。

- (課題)・日常生活自立支援事業から成年後見への移行に当たり、対象者との信頼関係の再構築等の支障が生じていること。
- ・弁護士等専門職後見人は、福祉・介護サービス利用契約等の身上監護を行うことが少なく、身上監護のニーズに対応する体制が不十分であること。
 - ・身上監護を担う期待が大きい市民後見人は、財産管理に当たり一定のリスクを伴うこと。
 - ・体制が不十分であるために、対象者の把握も消極的な状況が見られ、ニーズが埋もれている可能性があること。